

令和4年11月22日

記者発表

和歌山県行政手続オンライン化整備計画（原案）の策定について

デジタル技術を積極的に活用し、県民の利便性向上及び行政手続の効率化を実現するため、行政手続のオンライン化をより効果的に推進する計画として、「和歌山県行政手続オンライン化整備計画」の原案を策定しました。

本計画での重点手続（県民や事業者から申請等を受ける全ての手続のうち、年間受付件数100件以上の手続）については、約3割が既にオンライン化済みであり、今後オンライン化の予定がある手続を含めて、令和6年度末には約5割の手続をオンライン化します。

さらに、課題の解決に継続して取り組むことにより、最終的には本計画の重点手続のうち、約8割の手続のオンライン化を目指します。

今後、12月中旬に和歌山県庁DX推進本部会議において、本計画を決定します。

1 計画の期間（予定）

令和4年12月 ～ 令和6年度末

※各施策の取組状況等を踏まえ、随時、内容の見直し・改正を実施

2 内容

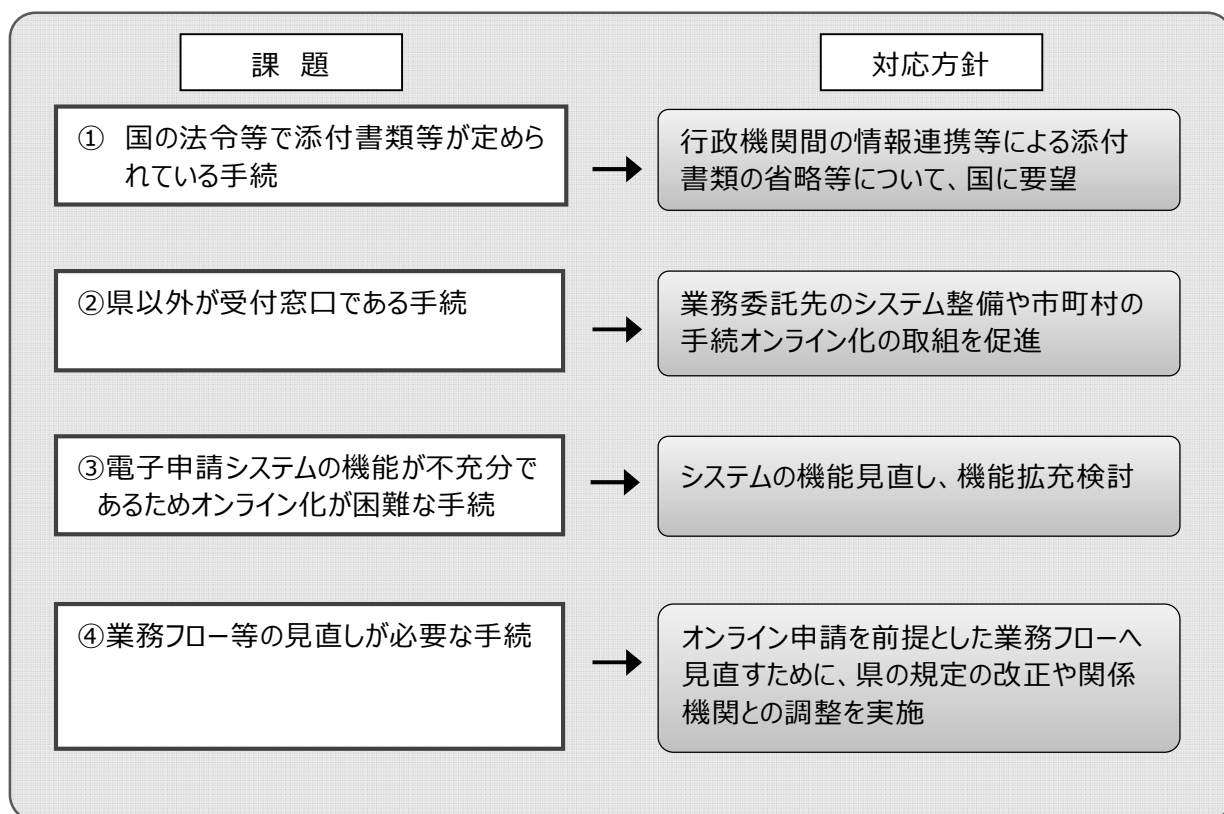
重点手続のオンライン化の状況、導入予定、導入が困難な場合の理由等に関する調査結果、及びその対応方針を整理。

<調査結果> 重点手続（年間受付件数100件以上の手続）	299手続
（1）既にオンライン化している手続	99手続(33.1%)
（2）今後、オンライン化の予定がある手続	47手続(15.7%)
（3）現状、オンライン化の予定がない手続	153手続(51.2%)

（3）現状、オンライン化の予定がない手続の要因	手続数	対応
① 国の法令等で添付資料等が定められている	36	継続的に検討
② 県以外が受付窓口である（業務委託先、市町村等）	13	
③ 電子申請システムの機能が不十分である	4	
④ 業務フロー等の見直しが必要である	15	
⑤ ①+②の両方	23	
⑥ 警察本部が所管である	44	国の動向等を踏まえ検討
⑦ 手続の性質上オンライン化に適さない	18	現行手続手法を維持

※数値等は今後変動する場合があります。

<継続的に検討すべき課題及びその対応方針>



3 計画期間である令和6年度末までにオンライン化を行う予定の手続（例）

	令和6年度末までにオンライン化を行う予定の手続名	年間受付件数 (概数)
1	納税証明申請（未納がないことの証明、税額証明）	10,570件
2	軽油引取税に関する手続 （免税証交付申請、免税軽油の引き取り等に係る報告等）	10,280件
3	自動車税に関する手続（自動車税（種別割）課税免除申請、納税義務者変更に関する申立）	640件
4	旅券申請（新規・切替・記載事項変更）	2,000件
5	医師・歯科医師・薬剤師統計に関する手続 （医師届出、歯科医師届出、薬剤師届出）	6,000件 (2年に1回)
6	和歌山県障害者等用駐車区画利用証交付申請	2,000件
7	薬局機能情報報告	700件
8	建設業許可関係手続（許可申請、廃業届、経営事項審査）	3,120件

〈参考〉 県内市町村が進める行政手続オンライン化の状況

※「和歌山県行政手続オンライン化整備計画」では、県に対する行政手続のみを対象としている

① マイナポータルを利用した行政手続オンライン化(子育て・介護の手続)

⇒ マイナポータル(ぴったりサービス)を利用し、全団体が対応予定(～R4年度末)

「特に国民の利便性向上に資する手続」として国が示す、子育て関係15手続・介護関係11手続等について、各市町村がマイナポータルによりマイナンバーカードを用いたオンライン申請に対応

② ①以外の行政手続オンライン化(上記以外の手続)

⇒ 電子申請システム(民間サービス)を利用し、16団体が対応予定(R4.11月現在)

住民からの申請件数が多い手続について、順次、各市町村が電子申請システムを用いたオンライン申請に対応

*システム導入が進むよう、県が各市町村に共通する30手続の標準様式を提供(住民票、課税証明、印鑑証明、転入・転出届など)

*R5年度より、スケールメリットを活かしたシステム共同利用を開始(未導入団体に対しては引き続き、オンライン申請に向けたシステム導入を働きかける)

オンライン化整備計画(原案)に関すること

担当者	総務課DX推進室 柏木、楠本
連絡先	073-441-2132

県内市町村の行政手続オンライン化に関すること

担当者	市町村課 口井、小住
連絡先	073-441-2191

(原案)

和歌山県行政手続オンライン化整備計画

総務部総務管理局総務課 DX 推進室

【第1章 はじめに】

第1節 計画の策定趣旨

行政手続（許認可、届出、補助金申請など）のオンライン化は、利用者にかかる負担を軽減し、県民の利便性向上に大きく寄与するものであり、また、本県の行政サービスのあり方を改めて見直し、事務の効率化に資する取組でもある。

そうしたことから、本県では、平成16年度から電子申請システムの運用を開始し、インターネットを利用して24時間365日、行政サービスを提供するとともに、申請された電子データや電子申請システムの様々な機能の有効活用により、行政事務の簡素化・効率化に取り組んでいる。

また、令和3年4月には県民が行政サービスを受ける際の利便性を高めるという視点から、押印の必要性について見直し、県への提出様式の88%について押印廃止を行うとともに、県の条例等に基づく手続をオンライン等で実施できるようにすることを原則とする「和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」（平成16年条例第50号）の改正を行う（令和4年6月1日施行）など、制度面においても行政手続のオンライン化の推進に必要な環境整備を行ってきたところである。

本計画はこうした取組を行ってもなお、いまだ紙媒体のみでの申請受付や対面を必要とする手続が多く存在する現状を踏まえ、そうした手続の1つ1つについて調査を行うことで、その内容や現状の課題を明らかにするとともに、解決に向けた対応方針（デジタル技術の積極的な活用、業務フローの見直し、他団体との調整など）を定めることで行政手続のオンライン化をより効果的かつ着実に推進することを目指すものである。

第2節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年12月から令和6年度末までとする。

ただし、今般、情報システムの開発や利用を取り巻く環境は、日々目まぐるしく変化していることから、デジタル庁等の国の動向や新たなデジタル技術の進展、個別施策の取組状況等を踏まえ、随時、内容の見直しを行い、必要に応じて改正を行う。

第3節 対象となる手続の範囲

県が県民や事業者から申請等を受ける全ての手続のうち、年間受付件数100件以上のものを本計画に定める重点手続（国の法令等に基づき県が受け付ける手続も含める）とし、その手続の内容や今後の取組の詳細について別紙において示すこととする。

なお、本計画はオンライン化が未実施の手続はもとより、既にオンライン化をしている手続についても、さらなる利用者の利便性向上を目指す観点で方向性を示すものである。

第4節 本計画における行政手続のオンライン化の内容

本計画における行政手続のオンライン化とは、電子申請システム（国及び業務委託先等の運用するシステムも含む。）等を活用し、県民や事業者が申請等を行うことが可能となることをいう。

【第2章 行政手続のオンライン化に係る調査】

第1節 調査内容

本計画策定にあたり、重点手続の令和4年6月1日現在の状況について「行政手続オンライン化に係る調査」（令和4年6月30日～7月22日）を全庁的に実施するとともに、回答のあった行政手続について、関係所属に対してヒアリング（令和4年8月4日～10月7日）を行い、手続の詳細な実態と特性（手続の流れ、添付する資料、オンライン化の課題等）を把握し、現状と課題の整理を行った。

<調査対象手続>

県が県民や事業者から申請等を受ける全ての手続のうち、年間受付件数100件以上のもの。（国の法令等に基づき受け付ける手続も含む）

※以下の手続は調査対象外とする。

- ・県庁内各課室等への照会、申請、届出、申込等の手続に係るもの
- ・単年度のみイベント申込手続等の単発の手続に係るもの
- ・入札、契約及び支出に係るもの

※補助金については補助金要綱を所管する所属において、補助金要綱単位（補助金の種類ごと）で100件以上のもの。

第2節 調査結果

県が県民や事業者から申請等を受ける全ての手続のうち、年間受付件数 100 件以上の手続（重点手続）件数は 299 手続であった。

そのうち、既にオンライン化している手続は、99 手続（33.1%）であった。

また、現状、オンライン化に対応していない手続のうち、「今後、オンライン化の予定がある手続」は 47 手続（15.7%）、「現状、オンライン化の予定がない手続」は 153 手続（51.2%）であった。

	手続数	全手続数に占める割合	年間受付件数	年間受付件数に占める割合
県民等が県に申請等を行う手続	299		943,310	
既にオンライン化している手続	99	33.1%	231,220	24.5%
現状、オンライン化に対応していない手続	200	66.9%	712,090	75.5%
今後、オンライン化の予定がある手続	47	15.7%	61,950	6.6%
現状、オンライン化の予定がない手続	153	51.2%	650,140	68.9%

また、「現状、オンライン化の予定がない手続」について、性質別に分類すると大きく 3 つに大別できる。

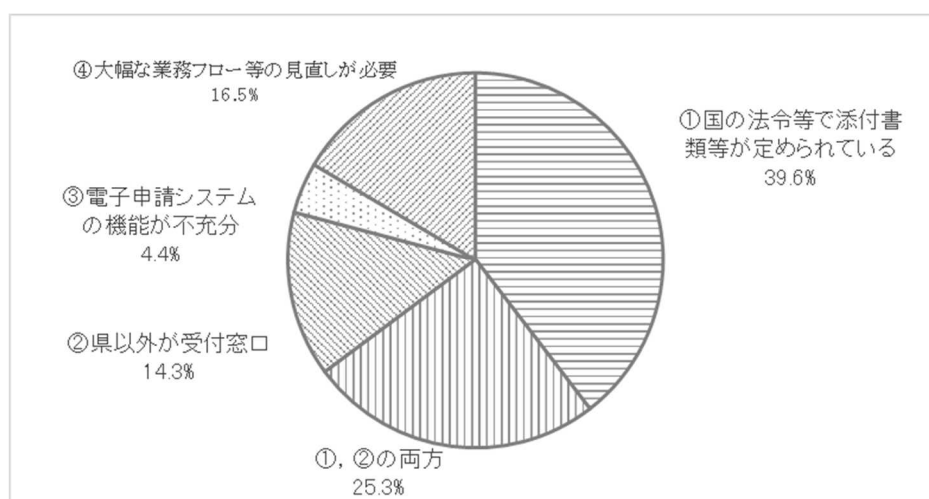
- A 手続の性質上、オンライン化に適さない手続 18 手続（11.8%）
- B オンライン化の検討を行っていくべき手続 91 手続（59.5%）
- C 警察本部所管の手続 44 手続（28.8%）

※全国的に同様の取り扱いを行うため、警察庁において一元的にオンライン化を進めている。

	手続数	割合	年間受付件数	割合
現状、オンライン化の予定がない手続	153		650,140	
A 手続の性質上、オンライン化に適さない手続	18	11.8%	23,100	3.6%
B オンライン化の検討を行っていくべき手続	91	59.5%	103,560	15.9%
C 警察本部所管の手続	44	28.8%	523,480	80.5%

また、オンライン化の検討を行っていくべき 91 手続について、その支障となる課題を確認したところ、「①国の法令等で添付書類等が定められている」が 36 手続(39.6%)、「②県以外が受付窓口」が 13 手続(14.3%)、「①、②の両方」が 23 手続(25.3%)、「③電子申請システムの機能が不十分」が 4 手続(4.4%)、「④大幅な業務フロー等の見直しが必要」が 15 手続(16.5%)であった。

＜オンライン化の検討を行っていくべき手続の支障事由＞



以上のことから、オンライン化の検討を行っていくべき手続のうち、国の法令等で添付書類等が定められていることが支障になっている手続が最も多く、全体の 64.9%（「①国の法令等で添付書類等が定められている」及び「①、②の両方」の合計）を占めている。

また、それらについて、原本での提出が必要とされている書類を確認したところ、下記のとおりであった。（1 手続で複数の種類の添付が必要な場合があるため、合計は手続件数と合致しない。）

- 既存の手帳、免状等 18 手続
 （主な手続：自立支援医療費（精神通院）支給認定申請（変更）、自立支援医療受給者証等記載事項変更、麻薬及び向精神薬取締法に関する手続等）

- 診断書、医師の意見等 13 手続
 （主な手続：難病の患者に対する医療等に関する法律に関する手続、自立支援医療費（精神通院）支給認定申請（新規・再認定）等）

- 住民票の写し・戸籍関係書類 13 手続
 （主な手続：児童扶養手当関係手続、看護師免許申請等）

- 登記事項証明書、履歴事項証明書等 6 手続
(主な手続：医療法に基づく登記完了の届出、宅地建物取引業者免許更新申請等)

- 試験結果通知書等 6 手続
(主な手続：危険物取扱者免状交付申請、危険物取扱者免状書換え・再交付申請)

- その他（印鑑証明書、課税証明書、卒業証明書等） 11 手続
(主な手続：自立支援医療費（精神通院）支給認定申請（新規・再認定）等)

(参考)

(1) 年間受付件数別の手続数について

年間受付件数	手続数
10,000件以上	17 手続
5,000件以上10,000件未満	8 手続
3,000件以上5,000件未満	22 手続
2,000件以上3,000件未満	21 手続
1,000件以上2,000件未満	28 手続
800件以上1,000件未満	9 手続
600件以上800件未満	20 手続
500件以上600件未満	24 手続
400件以上500件未満	25 手続
300件以上400件未満	26 手続
200件以上300件未満	35 手続
100件以上200件未満	64 手続
合計	299 手続

(2) 申請等の手続主体について

(1 手続で対象となる手続主体が複数存在する場合があるため、合計は全体の手続数と合致しない。)

個人	227 手続 (全体手続数の 75.9%)
法人・事業者	156 手続 (全体手続数の 52.2%)
団体 (組合等)	49 手続 (全体手続数の 16.4%)
官公庁 (市町村等)	31 手続 (全体手続数の 10.4%)

(3) 根拠規定別の手続数

法令等に基づく手続	184 手続 (全体手続数の 61.5%)
条例等に基づく手続	115 手続 (全体手続数の 38.5%)

【第3章 手続のオンライン化に向けた基本方針】

第1節 目標

本計画の実行により、重点手続全体の約3割を占める「既にオンライン化している手続」については、利用者視点に基づいた現状の把握と分析を行った上で、さらなる利用者の利便性向上を目指すものとする。

「現状、オンライン化に対応していない手続」については、手続の性質や利用者のニーズを踏まえ、オンライン化の方向性、検討内容、実施時期等を別紙において明らかにし、計画的に対策を進めていくことにより、本計画期間内に重点手続の約5割の手続のオンライン化を確実に実現する。さらに、現状、オンライン化の予定がない手続についても、課題の解決に継続して取り組むことにより、最終的には重点手続の8割以上でオンラインでの対応が可能となることを目指す。

なお、年間受付件数が100件未満の手続や県庁内部の手続については、本計画における取組の対象外とするが、当然ながら県民の利便性向上及び行政事務の効率化に資する取組としてオンライン化を積極的に進めていく。

第2節 対応方針

(1) 現状、オンライン化の予定がない手続について

オンライン化の検討を行っていくべき手続については、次に掲げる対応等により課題の解消を検討し、オンライン化の推進を行う。

①国の法令等で添付書類等が定められている手続について

国の法令により添付書類として原本での提出が必要とされている手続については、その必要性を精査したうえで、添付書類の省略等によりオンライン上での手続が可能となるよう見直しを求めていく。

また、行政機関が保有している情報を、申請者等に添付書類として提出を求めている場合であれば、行政機関間の情報連携等を進めることで、申請内容の審査に必要な添付書類をなくすことが可能となる。特に登記事項証明書の扱いについては、国において地方公共団体を含む行政機関の情報連携の仕組みの在り方の検討を行っているところであり、添付が不要となった段階で対象手続については速やかにオンライン化を実施する。

添付書類の省略が困難な場合は、原本での提出の必要性の精査や見直しの検討を行い、可能な限り手続がオンライン上で実施できるようにする。

②県以外が受付窓口である手続について

業務委託等により申請等の受付を業務委託先が行っている行政手続については、セキュリティを確保したシステムやネットワークの整備について業務委託先と協議を行い、オンライン化の実現を目指す。

市町村で申請等の受付を行い、県に進達している行政手続については、市町村と積極的に連携を図り、市町村の行政手続のオンライン化の取組に対して必要な支援を実施することで、オンライン化実施に向けた働きかけを行う。

③電子申請システムの機能が不十分であるためオンライン化が困難な手続について

申請に係る添付書類が膨大である手続など、電子申請システムの機能が不十分であるためオンライン化が困難となっている手続については、令和6年度に電子申請システムの更改を予定しており、その中で必要となる機能を追加していくことで、オンライン化の実現を目指していく。

④大幅な業務フロー等の見直しが必要な手続について

オンライン申請を前提とした業務フローへ見直すために、県の規定の改正や関係機関との調整を実施し、順次手続のオンライン化を進めていく。

県の条例等により添付書類として原本での提出が必要とされている手続については、その必要性を精査したうえで、添付書類の省略等によりオンライン上での手続が可能となるよう見直しを行っていく。

(2) 警察本部所管の手続について

警察本部所管の手続は、申請件数の多数を占めることからオンライン化による効果は高いが、その大部分について警察庁が一元的に方針を検討しているものであるため、その動向を踏まえ、オンライン化に向けて取り組む。また、県で規定している手続についても、他府県の動向を調査し、手続のオンライン化の検討・実施を行っていく。

【第4章 本計画のフォローアップと見直し】

第1節 計画のフォローアップ

行政手続のオンライン化の計画的な推進のため、本計画の重点手続については、継続的に調査・ヒアリングを実施するものとする。

第2節 計画の見直し

各施策の取組状況等を踏まえつつ、随時、内容の見直し・改正を実施するものとする。

計画期間終了後の取扱いは、次期計画の策定を前提としつつ、総務課DX推進室が各部署等と連携を図りながら、計画期間内において、その検討を開始する。

別紙

和歌山県行政手続オンライン化整備計画

重点手続の個票

目次

知事室

- (1) 後援名義使用申込みに関する手続【秘書課】……………1

総務部

- (2) 情報公開に関する手続【総務課】……………1
- (3) 宗教法人法に関する手続【総務課】……………2
- (4) 不動産取得税に関する手続【税務課】……………3
- (5) 狩猟税に関する手続【税務課】……………3
- (6) 個人の県民税の徴収状況に関する手続【税務課】……………4
- (7) 個人県民税に関する手続【税務課】……………4
- (8) 事業税・県民税に関する手続【税務課】……………5
- (9) 県たばこ税に関する手続【税務課】……………6
- (10) ゴルフ場利用税に関する手続【税務課】……………7
- (11) 軽油引取税に関する手続【税務課】……………7
- (12) 自動車税に関する手続【税務課】……………8
- (13) ふるさと納税に関する手続【税務課】……………9
- (14) 相続人代表届出に関する手続【税務課】……………10
- (15) 収入管理業務に関する手続【税務課】……………10
- (16) 納付誓約に関する手続【税務課】……………12
- (17) 滞納状況等への照会に関する手続【税務課】……………12
- (18) 電気工事士免状に関する手続【危機管理・消防課】……………13
- (19) 危険物取扱者免状に関する手続【危機管理・消防課】……………13
- (20) 消防設備士免状に関する手続【危機管理・消防課】……………14
- (21) 高圧ガス製造保安責任者免状に関する手続【危機管理・消防課】……………15
- (22) 地域防災リーダー育成講座に関する手続【防災企画課】……………15

企画部

- (23) 県立文書館での資料複写に関する手続【県立文書館】……………16
- (24) 統計調査に関する手続【調査統計課】……………16
- (25) わかやま空き家バンクに関する手続【移住定住推進課】……………17
- (26) わかやま人権パートナーシップ推進事業に関する手続【人権施策推進課】……………18
- (27) 一般旅券の発給申請に関する手続【国際課】……………18

環境生活部

- (28) 和歌山県地球温暖化対策条例に関する手続【環境生活総務課】……………19
- (29) 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例に関する手続【環境生活総務課】…19
- (30) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する手続【循環型社会推進課】……………20
- (31) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に関する手続
【循環型社会推進課】……………21
- (32) 産業廃棄物の越境移動に関する手続【循環型社会推進課】……………21
- (33) 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する手続
【廃棄物指導室】……………22
- (34) フロン排出抑制法に関する手続【環境管理課】……………22
- (35) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する
法律に関する手続【環境管理課】……………23
- (36) 土壌汚染対策法に関する手続【環境管理課】……………24
- (37) 特定非営利活動促進法に関する手続【県民活動団体室】……………24
- (38) 女性活躍企業同盟参加申込みに関する手続【青少年・男女共同参画課】……………25
- (39) 地域猫対策支援事業に関する手続【食品・生活衛生課】……………25
- (40) 食品営業許可申請・営業届に関する手続【食品・生活衛生課】……………26

福祉保健部

- (41) 生活保護法に関する手続【福祉保健総務課】……………26
- (42) 児童扶養手当に関する手続【子ども未来課】……………27
- (43) わかやま婚活イベントに関する手続【子ども未来課】……………28
- (44) 保育士登録等に関する手続【子ども未来課】……………28
- (45) 子育て支援員、放課後児童支援員に関する手続【子ども未来課】……………29
- (46) 介護支援専門員の登録等に関する手続【長寿社会課】……………30
- (47) 介護保険法の規定に基づく指定等に関する手続【介護サービス指導室】……………30
- (48) 介護サービス事業所等サービス提供体制確保事業補助金に関する手続
【介護サービス指導室】……………31
- (49) 特定施設新築等工事に関する手続【障害福祉課】……………31
- (50) あいサポート運動推進事業等に関する手続【障害福祉課】……………32
- (51) 和歌山県障害者等用駐車区画利用証交付に関する手続【障害福祉課】……………33
- (52) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳に関する手続
【障害福祉課】……………33
- (53) 医療保護入院に関する手続【障害福祉課】……………34
- (54) 心身障害者扶養共済年金受給権者現況届に関する手続【障害福祉課】……………35
- (55) 自立支援医療費（精神通院）支給認定に関する手続【障害福祉課】……………35

(56) 補装具・更生医療判定に関する手続【子ども・女性・障害者相談センター】	36
(57) 医療法に関する手続【医務課】	37
(58) 医師、看護師、保健師の免許申請に関する手続【医務課】	38
(59) 医師・歯科医師・薬剤師統計に関する手続【医務課】	39
(60) 業務従事者届に関する手続【医務課】	39
(61) こころの医療センターに関する手続【医務課（こころの医療センター）】	40
(62) 栄養士免許に関する手続【健康推進課】	41
(63) 特定給食施設における栄養管理報告に関する手続【健康推進課】	41
(64) 肝炎に関する手続【健康推進課】	42
(65) 結核（感染症）指定医療機関の申請に関する手続【健康推進課】	43
(66) 和歌山県特定医療費支給認定申請に関する手続【健康推進課】	43
(67) 小児慢性特定疾病医療費支給申請に関する手続【健康推進課】	44
(68) 薬局機能情報に関する手続【薬務課】	44
(69) 麻薬及び向精神薬取締法に関する手続【薬務課】	45

商工観光労働部

(70) 中小企業等協同組合法に関する手続【商工振興課】	46
(71) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する手続【商工振興課】	46
(72) 和歌山県立産業技術専門学院に関する手続【労働政策課】	47
(73) 和歌山県優良県産品（プレミアム和歌山）推奨制度に関する手続 【企業振興課】	47
(74) わかやま地場産業ブランド力強化支援事業に関する手続【企業振興課】	48
(75) 「きのくにICT教育」の部活動等への指導者派遣に関する手続 【企業振興課】	49
(76) 和歌山県IT関連事業者登録に関する手続【企業振興課】	49
(77) 工業技術センターでの受託試験等に関する手続【工業技術センター】	50

農林水産部

(78) 農地転用許可申請に関する手続【農林水産総務課】	50
(79) 和歌山県育成甘がき生産者登録に関する手続【果樹園芸課】	51
(80) 狩猟免許申請等に関する手続【農業環境・鳥獣害対策室】	51
(81) 森林簿等交付申請に関する手続【林業振興課】	52
(82) 紀州材で建てる地域住宅支援事業の補助金交付申請に関する手続 【林業振興課】	53
(83) 保安林内立木伐採許可申請等に関する手続【森林整備課】	53
(84) 漁業許可等に関する手続【資源管理課】	54

- (85) 特別採捕許可申請に関する手続【資源管理課】……………54
- (86) 漁船登録等に関する手続【資源管理課】……………55

県土整備部

- (87) 不当要求対応講習受講申込みに関する手続【県土整備総務課】……………56
- (88) 建設業法に関する手続【技術調査課】……………56
- (89) 入札参加資格審査に関する手続【技術調査課】……………57
- (90) 特例浄化槽工事業者届出事項変更届に関する手続【技術調査課】……………58
- (91) 建設リサイクル法に関する手続【技術調査課】……………59
- (92) 和歌山県けんさんびん登録制度に関する手続【技術調査課】……………59
- (93) 道路占用許可等に関する手続【道路保全課】……………60
- (94) 河川区域内の土地の占用許可等に関する手続【河川課】……………61
- (95) 景観計画区域内における行為の届出等に関する手続【都市政策課】……………61
- (96) 長期優良住宅建築等計画認定に関する手続【建築住宅課】……………62
- (97) 建築基準法に関する手続【建築住宅課】……………62
- (98) 建築土法に関する手続【建築住宅課】……………64
- (99) 宅地建物取引業法に関する手続【建築住宅課】……………64
- (100) 海岸保全区域、港湾施設等の占用許可等に関する手続【港湾空港振興課】……………65

教育庁

- (101) 県教育委員会後援名義に関する手続【総務課】……………66
- (102) 県立高等学校授業料減免に関する手続【総務課】……………67
- (103) 高等学校等就学支援金に関する手続【総務課】……………67
- (104) 特別支援教育就学奨励費支給に関する手続【総務課】……………68
- (105) 県立高等学校定時制及び通信制課程教科書等無償給与事業申請に関する手続【総務課】……………69
- (106) 奨学金等に関する手続【生涯学習課】……………69
- (107) ゴールデンキッズ育成プログラムに関する手続【スポーツ課】……………70
- (108) 文化財に関する手続【文化遺産課】……………71
- (109) 県立学校入学に関する手続【県立学校教育課・特別支援教育室】……………71
- (110) 教育職員免許法に関する手続【教職員課】……………72
- (111) 教員採用候補者選考等に関する手続【教職員課】……………73

人事委員会事務局

- (112) 職員採用試験に関する手続【人事委員会事務局総務課】……………74

選挙管理委員会事務局

- (113) 政治団体収支報告に関する手続【選挙管理委員会事務局】……………74

警察本部

- (114) 遺失拾得物取扱に関する手続【会計課】……………75
- (115) 警察官採用候補者選考等に関する手続【警務課】……………76
- (116) 警備業法に関する手続【生活安全企画課】……………76
- (117) 古物営業法に関する手続【生活安全企画課】……………77
- (118) 銃砲刀剣類所持等取締法に関する手続【生活安全企画課】……………77
- (119) 火薬類取締法に関する手続【生活安全企画課】……………78
- (120) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に関する手続
【生活安全企画課】……………79
- (121) 不当要求防止責任者選任に関する手続【組織犯罪対策課】……………80
- (122) 緊急自動車・道路維持作業用自動車・指定に関する手続【交通企画課】……………81
- (123) 自動車運転代行業に関する手続【交通企画課】……………81
- (124) 安全運転管理者に関する手続【交通企画課】……………82
- (125) 交通反則通告事務に関する手続【交通指導課】……………82
- (126) 道路交通法等に関する手続【交通規制課】……………83
- (127) 運転免許証申請に関する手続【運転免許課】……………84
- (128) 運転免許返納に関する手続【運転免許課】……………85
- (129) 運転免許行政処分に関する手続【運転免許課】……………86
- (130) 高齢者講習、認知機能検査等に関する手続【運転免許課】……………86
- (131) 聴聞に関する手続【運転免許課】……………87
- (132) 指定自動車教習所職員講習に関する手続【運転免許課】……………88
- (133) 集団行進及び集団示威運動に関する手続【警備課】……………88

<参考：個票の見方>

凡例

No	手続名	手続根拠規定	年間受付件数(概数)	手続主体	オンライン化の状況	オンライン化の予定	オンライン化に向けての課題

手続根拠規定：当該手続の根拠規定を記載。（法、条例等）

年間受付件数(概数)：当該手続が年間受け付けられる件数の概数。

手続主体：申請等を行う主体を記載。（個人、事業者、団体等）

オンライン化の状況：計画発表時点（令和4年12月時点）で、申請等の受付について電子申請システム等を活用して行うことができている状況かどうかを記載。

「○」…オンライン化対応済み。

「×」…オンライン化未対応。

「×→○」…オンライン化対応の予定あり。

オンライン化の予定：オンライン化対応の予定がある手続はその時期を記載。

オンライン化に向けての課題：下記により分類し、記載。

A 手続の性質上、オンライン化に適さない手続	A-1	手続が廃止される予定
	A-2	手続の一環であり利便性向上につながらない
	A-3	手続の性格上（指導、相談等）
B オンライン化の検討を行っていきべき手続	B-1	国の法令等で添付書類等が定められている
	B-2	県以外が受付窓口
	B-3	電子申請システムの機能が不十分
	B-4	大幅な業務フロー等の見直しが必要
C 警察本部所管の手続		

(1) 後援名義使用申込みに関する手続

【知事室秘書課】

No	手続名	手続根拠規定	年間受付件数(概数)	手続主体	オンライン化の状況	オンライン化の予定	オンライン化に向けての課題
001	後援名義使用申込み	県後援名義付与に関する事務処理要領	260	団体	○		

重点手続等の今後の取組内容

【実施済の手続】

県の後援名義の使用を希望する団体が行う手続であり、現状、受付方法については電子メールでの受付も可能としている。後援名義使用申込みの受付・後援名義使用承諾書の発行は担当所属で行っているため、各所属に対し電子メールでの受付を推奨し、申請者の利便性向上につなげていく。

(2) 情報公開に関する手続

【総務部総務管理局総務課】

No	手続名	手続根拠規定	年間受付件数(概数)	手続主体	オンライン化の状況	オンライン化の予定	オンライン化に向けての課題
002	公文書開示請求	和歌山県情報公開条例	1,400	個人 事業者 団体	○		
003	公文書の開示申込み	和歌山県情報公開条例	1,400	個人 事業者 団体	×→○	令和5年度中	

重点手続等の今後の取組内容

【実施済の手続】

公文書の開示請求の手続については、現状、電子申請システムを利用した申請が可能である。年間手続件数のうち、3割程度が電子申請であり、紙媒体での申請と比べて少ない状況である。更なる利用促進のため、電子申請での手続も可能である旨の周知を行っていく。

【未実施の手続】

公文書開示請求は総合公開窓口である総務課で受け付け、開示請求内容の担当所属で開示の判断を行い、開示・部分開示・非開示の決定を行っている。公文書の開示申込みの手続は開示決定がなされた文書の開示を申し込む際の手続であり、当該開示請求の担当所属あてに、現状、紙媒体で提出がなされている。関係所属との調整を行い、令和5年度中に電子申請システムを利用した開示申込みの受付が可能となるよう検討を行う。

(3) 宗教法人法に関する手続

【総務部総務管理局総務課】

No	手続名	手続根拠規定	年間受付件数(概数)	手続主体	オンライン化の状況	オンライン化の予定	オンライン化に向けての課題
004	代表役員変更届	宗教法人法	160	法人	×	予定なし	B-1 検討すべき(国の法令で添付書類が定められているため)
005	事務所備付書類の写しの提出	宗教法人法	2,400	法人	○		

重点手続等の今後の取組内容

【実施済の手続】

事務所備付書類の写しの提出については、現状、電子申請システムを利用した申請が可能である。年間手続件数のうち、1%程度が電子申請であり、紙媒体での申請と比べてかなり少ない状況である。更なる利用促進のため、年1回開催している研修の機会などを利用し、電子申請での手続も可能である旨の周知を行っていく。

【未実施の手続】

宗教法人の代表役員変更手続については、添付書類として履歴事項全部証明書の原本が必要であるため、現状、オンライン化は困難である。登記事項証明書の扱いについては、国において地方公共団体を含む行政機関の情報連携の仕組みの在り方について検討を行っているところであり、添付が不要となった段階で速やかにオンライン化を実施する。

(4) 不動産取得税に関する手続

【総務部総務管理局税務課】

No	手続名	手続根拠規定	年間受付件数(概数)	手続主体	オンライン化の状況	オンライン化の予定	オンライン化に向けての課題
006	不動産取得税申告	県税条例	4,000	個人、 法人	×	予定なし	A-1 適さない(当該手続が令和5年度に原則不要になるため)
007	不動産取得税住宅用 土地減額申請	県税条例	1,000	個人、 法人	○		

重点手続等の今後の取組内容

【実施済の手続】

不動産取得税住宅用土地減額申請は、申請者の利便性向上につなげるため、令和4年6月から電子申請システムでの受付も可能としている。また、窓口での申請においても納税番号を入力すれば即時にデータが検索でき、申請者の窓口での滞在時間を減らすなど、利便性向上の取組を行っている。

【未実施の手続】

不動産取得税申告の手続は令和4年度の税制改正により、令和5年度から不動産登記の手続を行えば、原則、当該手続が不要となることとなっている。手続件数が激減することが見込まれるため、手続のオンライン化の検討は実施していない。

(5) 狩猟税に関する手続

【総務部総務管理局税務課】

No	手続名	手続根拠規定	年間受付件数(概数)	手続主体	オンライン化の状況	オンライン化の予定	オンライン化に向けての課題
008			3,300	個人	×	予定なし	A-2 適さない(対面で行う狩猟者登録申請とあわせて行う手続であるため)

